

# 職業訓練と諸国憲法の人権規定

## — 比較憲法論的考察 —

小 原 哲 郎

### 1. はじめに

わが国の職業訓練を規定する職業能力開発促進法は、憲法の国民の基本権に関する条項に根拠を持つものとされる。わが国の場合、憲法の条文に「職業訓練」あるいは「職業能力開発」などの文言が使用されて規定されているのではないが、労働省職業能力開発局編の『労働法コメントル 8 職業能力開発促進法』はこの点を次のように解説している。

「職業能力開発促進法は、日本国憲法の規定する職業選択の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、能力に応じてひとしく教育を受ける権利、勤労の権利等の基本的人権の実質的な内容の実現に寄与するものである。

このような職業能力開発促進法の目的とするものは、他の雇用政策の諸立法の諸目的と共通するところが多い。このため、雇用政策の基本法である雇用対策法と相まって、職業能力開発促進法の目的を追求することが合理的であり適切であるとされている。」<sup>1)</sup>

しかしながら、職業訓練が憲法の基本的人権を実現するものであるというこうした重要性については、職業訓練界ではともかく、広く国民的に理解され受け止められているという実感がしないのは筆者だけではあるまい。上記の「コメントル」の解説も具体的に職業能力開発がどのような形で諸基本権の実現に寄与するのかを詳しくは述べていないし、後半の段落も、雇用政策、雇用対策との関係で職業能力開発を見ての記

述であって、前段落の幅広い人権との関わりに対応した記述ではない。そもそも憲法条文自体に職業訓練などの用語が登場しない中での解説であるだけに、より詳しいあるいは具体的な解説が欲しいところである。

本稿は国民の職業能力の形成、職業訓練ということと基本的人権との関わりについて、憲法規定のレベルでの理解を深める目的で行った作業をまとめたものである。その主な作業は、世界各国の憲法における人権規定の比較対照である<sup>2)</sup>。さらにわが国憲法に関しては、その条文作成の過程を検討するために、いわゆる「マッカーサー草案」の該当部分をフォローした。この比較検討に際して、職業訓練やその関連の「職業」「労働」などの事項がどのように規定されているかの内容に注目したのはいうまでもないが、さらにこれらの事項が置かれている位置や、どのような事柄と並べられ、あるいは対比されているか、つまりどのような脈絡で問題にされているかという点にも注目した。この点にも、「職業訓練」や「職業」「労働」という事柄がどのように扱われているか、一国の憲法における思想が現れているとあって良いだろう。

本格的な比較憲法学の研究からすれば、ここで扱っているのは憲法現象<sup>3)</sup>のほんの一部分である憲法条文そのものの比較であり、それも単なる横の比較に過ぎない。また、筆者は法学には門外漢であり、条文の比較検討も素人の杜撰な作業であるかも知れない。しかし、そうしたごく限定的な作業であるにもかかわらず、職業訓練と人権との関わり方について示唆される点は大きかった。

では、まず予めわが国の憲法における「職業」と「労働」の扱い方を確認しておこう。日本国憲法では「職業」に関する基本権規定は、第二条の第1項にある。

## 第二条〔居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由〕

1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の

自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

そして、第二三条〔学問の自由〕、第二四条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕、第二五条〔生存権、国の生存権保障義務〕、第二六条〔教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償〕と続き、第二七条に「労働」が扱われる。

第二十七条〔労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止〕

1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

## 2. 「職業選択の自由」と日本国憲法条文作成の過程

最近筆者は、職業選択の自由についてGHQ草案いわゆる「マッカーサー草案」と現憲法を比較してみても、「マッカーサー草案」では「職業選択の自由」が「学問の自由」とセットで、現日本国憲法ならば次の第二十三条に当たる条で言われていたことを知った。

Constitution of Japan [Draft]

CHAPTER III. Rights and Duties of the People

Article XXI. Freedom of association, movement and choice of abode are guaranteed to every person to the extent they do not conflict with the general welfare.  
All persons shall be free to emigrate and to change their nationality.

Article XXII. Academic freedom and choice of occupation are guaranteed.

## 日本国憲法

第二二条〔居住・移転・職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由〕

1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二三条〔学問の自由〕

学問の自由は、これを保障する。

"association"「結社」の自由が前の条項へ移されたため消えているが、このふたつの章は現行憲法と「マッカーサー草案」とで互いにぴったり対応している。そこで「職業選択」が一方の条から他方の条へ移されたという点が際だって来よう。そこには当然、職業選択の問題が居住、移転や国籍の問題と同列に並べて規定されていることは何を意味しているのかという問題が浮かび上がる。考えられるのは、土地に縛られた身分制的な家業と区別する意味で職業選択の自由の権利を保障しているということであろう。しかし、戦前のわが国の状況は分からないが少なくとも今日的にはこの点はあまり大きな意味は持たないだろう。法学者の解釈を見ても、職業選択の自由と居住問題との関係は今日それほど重要ではない歴史的経緯から来たものと見なされているようである<sup>4)</sup>。

余談になるが、歴史的経緯といえばこの点で想起されるのはイタリア憲法の職業労働と移民の関係である。後述するように、イタリア憲法では経済関係の条項の中で「労働保護」に続いて「労働者の育成および職業的向上について配慮する」ことを述べるが、さらにそのあとで、「移民の自由を承認し、および外国におけるイタリア人の労働を保護する」

ことを述べている。これはこれで歴史的背景を思わせて興味深い。

ともあれわが国の憲法第二二条の条文そのものからは、「職業選択の自由」がどのような事柄として扱われているのか、少なくとも今日的には明瞭でないということは確認できるだろう。法学者の憲法解釈論に当たってみると、「職業選択の自由」については何点かにわたって論じられている。

まず、職業選択の自由は単にその狭義にとどまらず、職業活動の自由をも包含するという点、また職業選択の自由は営業の自由を含むという点、しかし、雇用される職業が多いことから、職業選択の自由と営業の自由とは相対立することさえあり、両者は概念上全く重なり合うものではないという点、さらには経済的自由権として「公共の福祉」などの一定の社会的制約を受ける点、等々が論じられている<sup>5)</sup>。また、これらの他に、職業選択の自由を「経済的自由の面でのみとらえるのは狭すぎる」として、「職業が各人の人格的価値と密接な関係を有することに留意しなければならない」とする解説も見られた<sup>6)</sup>。しかしながら、職業選択の自由を取り上げたわが国憲法の解説の中で、職業選択の自由を職業訓練問題、職業能力形成の問題との関係で論じたものは寡聞にして知らない。

ところで以上のような憲法条文の成立過程を知って改めて第二三条〔学問の自由〕を見てみると、先ず何よりもその短いことに目を引かれる。本稿の主題とはやはずれるかも知れないが、「学問の自由」の扱いについて一考しておこう。わが国憲法の各条の中でこれよりも短いものといえば「第六五条 行政権は、内閣に属する」しかない。「マッカーサー草案」では職業選択の自由とセットになっていたものが、職業選択の自由が第二二条の方に移されたために、「学問の自由」だけが取り残された結果である。佐藤達夫によると<sup>7)</sup>、「マッカーサー草案」の提示を受けたのち、昭和21年3月4日に日本案を提出して5日にかけて検討

調整がされた際に、「第二二条では「学究上の自由」と「職業選択の自由」とが一緒に規定されていたが、こちら（日本側の意…引用者）の指摘によって、「職業選択の自由」は前条第一項に移した。」<sup>8)</sup>とある。「指摘」した理由等の中身については記録されていないが、提示された「マッカーサー草案」の「大要」を解説している文章のなかで佐藤は次のように述べている。

「立法技術の上から見て、例えば、第二二条において「学究上の自由」(academic freedom) と「職業の選択」が一緒に保障され、…中略…など整理不十分と感ぜられる点が少なくなかった。」<sup>9)</sup>

これ以上の解説や記録が見あたらないので、「学究上の自由」と「職業の選択」が一緒に保障されることがいかなる意味で「立法技術の上から…整理不十分」であるのか、また逆に、マ草案作成者は何故に両者をセットにした条文を作成したのか、条文以外に推定する手掛かりを得ない。だが、仮に、同じ条の中に並べてその自由を保障すると書いていることは、それらの事柄の間に深い関係があると理解されていることを意味していると仮定してみるとどうなるだろうか。つまり、学問の自由と職業選択の自由とが、同列に並べられる「マッカーサー草案」の思想とは何かである。そこでは学問が職業として、少なくともある特別な性格を持った職業のひとつとして扱われているのだとすれば、「立法技術の上で」どうであるかはともかく<sup>10)</sup>、それはそれで一貫性のある考え方であり、整合性のある規定だと思うのだがどうだろうか。

しかし、それはともかくとして、こうしてわが国憲法では「学問の自由」が単独で一条を成した。それは「学問の自由」の重みを一層強める扱いであるとも言えるかも知れないが、他方ではどのような脈絡と意味づけから「学問の自由」が扱われているのかが条文そのものからだけではわからないこととなったとも言えよう。

ちなみに、各国の憲法の学問の自由を見ると、例えばイタリア憲法は、

「芸術及び学問の自由」を「教育制度」「学業・職業資格」「大学の自治」などと同じ条の中で保障し<sup>11)</sup>、オーストリア国家基本法は、「学問及びその教授の自由」として、他の教育権の項とともにひとつの条の中に扱う<sup>12)</sup>。ドイツ基本法では、「芸術および学問ならびに研究および教授」の自由として「表現の自由」の条の中にあり<sup>13)</sup>、大韓民国憲法では、「学問および芸術の自由」は著作権の項とセットである<sup>14)</sup>。他に「学問の自由」という形での表現が見あたらない憲法もあるし、扱い方のニュアンスのヴァリエーションもありはするが、大きく言って「学問の自由」は「教育」、「表現」、「職業」などとの関係で具体的な位置を与えられているのである。

### 3. 各国憲法における「職業選択の自由」

次に「職業選択の自由」について各国の憲法における規定を見てみよう。

イタリア憲法には「職業選択の自由」という字句は見あたらない。職業に関わる規定は、「学問の自由、教育制度、国家試験」の条項の中で「職業に就く資格を付与するために、国家試験が定められる」とあるほか、「労働保護」関係の条項の中に「共和国は、労働者の育成および職業的向上について配慮する」という項がある。さらに「労働無能力者に対する生活保障」の条項の中には「能力のない者および年少者は、教育および職業指導を受ける権利を有する」という一項がある<sup>15)</sup>。このイタリア憲法の場合、職業は能力形成過程と職業資格との関係で取り上げられていると言って良いだろう。

ドイツ連邦共和国基本法やオーストリア国家基本法は、職業選択の自由を職業訓練の自由とセットにして同一条文の中で規定している<sup>16)</sup>。

また、ポーランド憲法は同じ条の二つの項で、職業の自由の保障と職業訓練等の政策義務を規定している<sup>17)</sup>。

フィリピン憲法は、構造が少し変わっているが、その「教育・科学技術・芸術・文化・体育」という第14条の中で「国の権能」「教育の内容」「国の責務」の三つの節にわたって職業訓練関係の規定がある。その文言は「成人、身体障害者、非就学青少年に、市民教育および職業訓練の機会を与える」「科学技術の知識が拡大され、さらには職業的技能が進展させられなくてはならない」「公平かつ合理的な入学許可および成績評価のもとで、国民は職業および学業を選択する権利を有する」である<sup>18)</sup>。

これらに対してスペイン憲法では、職業選択の自由は、「勤労の権利と義務」「勤労を通して昇進する権利」「自己および家族の必要を満たすに十分な報酬を得る権利」と並んで規定されていて、職業能力形成はまったく意識されていない。教育に関する権利のところにも職業教育は触れられておらず、「経済政策および社会政策の指導原理」の章で「所得配分の公平、雇用・労働政策」の条項の中に「公権力はまた、職業訓練および再雇用を保障する政策を促進し」とある<sup>19)</sup>。

大韓民国憲法は、「すべて国民は、職業選択の自由を有する」という一条がただそれだけあり、ずっと後に「教育権」の条項や「勤労の権利義務」の条項があるが、それらの中には職業教育も職業選択もまったく触れられていない。この国の場合はわが国と似ていて、「職業選択の自由」の具体的な位置づけが憲法条文そのものからは明確にならない。

ブラジル連邦共和国憲法は「第一章 個人および団体の権利および義務」の中に「法律の定める職業資格を備える限り、いかなる労働、営業および職業の実行も自由である」という条項を持っている。「職業資格を備える限り」という規定の仕方が特徴的だが、この分野でこの国に対してドイツの影響が強かったことの現れであろうか。

以上のように、「職業」あるいは「職業選択の自由」はスペイン憲法や大韓民国憲法の例を別とすれば、多くは教育、職業訓練との関係であるいはそれとの一貫性の中に位置づけられて保障されていると言ってよ



いだろう。そのように職業能力形成の裏付けを伴って職業選択の自由は社会保障や労働権や労働保護、さらには表現の自由など人格権をも具体化する意味を持っていると理解できるのではないだろうか。こうした世界的な傾向を知ると、先に触れたように、わが国の憲法学者の憲法解釈・解説において、職業選択の自由権と「教育」や「職業訓練」との関係が取り上げられていない点は、わが国の目立った特徴のように思えてくるのである。

#### 4. 「職業選択の自由」と「労働権」

ここで職業選択の自由と労働権の関係について若干の気付いた点を記しておこう。

わが国憲法では、先に確認した配置で、第二七条に「労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止」を述べ、続く第二八条の団結等労働基本権の規定に進む。この二つの条項についても「マッカーサー草案」に当たってみると、労働基本権に関する条項は全く同じだが、第二七条の方は大きく変わっている。

Constitution of Japan [Draft]

Article XXV. All men have the right to work.

「マッカーサー草案」ではこのように労働の権利を言っているだけである。

現憲法の第二七条に2と3が付け加わったことについても、それぞれ背景があり、今日の問題もあると思われるがここでは触れない。また、草案では権利だけしか言っていないのに現憲法では「義務」も言っていること、「労働」と言わずに「勤労」と言っていることなどは既に問題になってきたことではあろうが、この点もここでの当面の関心事ではない。

ただ、今回各国の関連事項の規定を点検していて気付いたことだが、そもそも、意外なことに、労働を権利として規定する憲法はむしろ少な

い（イタリア、スペイン、ベルギー、ロシア…ただし「労働の自由」<sup>20)</sup>、大韓民国、中華人民共和国）のである。ドイツ、オーストリアのように「職業」の自由としてだけ扱ったり、まったく労働権に関して扱わなかったり、ポーランドのように「労働の義務は法によってのみ課せられる」という形でだけ扱っているもの、後は「労働の保護」の規定だけのものである。以下には、労働権という用語を持たず、職業の自由で規定を展開するドイツ基本法について考えてみよう。

ドイツ基本法に労働権の条項がなく、「職業の自由」一本だということには最初驚いた。しかし、オーストリア基本法もそうだし、他国の場合も「労働権」をいう憲法では「職業選択の自由」がそれに連なって具体化している例が多いのだ<sup>21)</sup>。

## ドイツ連邦共和国基本法

### 第1章 基本権

#### 第12条

- (1) すべてのドイツ人は職業、労働の場及び養成訓練の場を自由に選ぶ権利を有する。

職業活動は法律により、又は法律の根拠に基づいて規制することができる。

- (2) 何人も伝統的、一般的で、すべての者に平等に課せられる公共の役務の範囲内である場合をのぞき、ある一定の労働を強制されてはならない。
- (3) 強制労働は、裁判所で命ぜられる自由剥奪の場合に限り許される。

ドイツ基本法には労働権の規定がないことともあわせて上の条を見ると、ドイツ基本法では労働に関する権利保障がより具体的水準で問題に

されているという印象を受ける。ご丁寧に「養成訓練の場」を選ぶ権利まで問題にしているところは、デュアルシステムによる養成訓練を全国的に展開していることを考えるときわめてドイツ的に思われる。しかし、職業にはそのための能力が必ず必要なのであるから、職業選択の自由にそのための能力形成の場を選ぶ自由の保障を連動させるというのは極めて理にかなっているとも言えよう。

また、こうした具体的な形での権利規定の結果、ドイツでは労働基本権は職業の自由と重ねられて、具体的質的内容を持ったものとして論じられることになる。ドイツの法学者の議論を見ると、「労働基本権としての職業の自由権」が、自己実現、人格の保障といった基本的人権に根ざすものとして論じられている<sup>22)</sup>。この点から省みると、わが国では職業の自由と労働権との密接な関わりが広く意識されておらず、労働権の方も勢い抽象的に受け取られがちであることに思い当たらざるを得ない。

## 5. おわりに

世界各国の憲法条文を見比べて検討してみると、わが国の憲法条文そのものには「職業訓練」「職業能力形成」などの規定はないこと、また憲法学者による解釈、解説の中でも、職業の自由が職業能力形成の自由と結びつけられて論じられていないことが浮かび上がった。さらに、職業の自由と労働権との結びつきも密接とは言えず、そのために労働権が固有の特定の労働能力の発揮を保障するという具体的な質的内容をともなっていないように見える。あたかもこの時の「労働」は、「仕事」や「職業」の具体性を含まないかのようなのである。わが国の社会的通念には、今日までのところこのような憲法条文の特徴に符合する状況が見られるのではないだろうか。

憲法という法律条文が社会的実相を直ちに代表するわけのものではないし、また社会的実態を余すところなく決定するはずのものでもない。

近代的立憲国家における憲法というものの理解は、法学者の諸説を見ても簡単に共通理解を見出すことはできない。しかし、あえて率直な感想を述べるとすれば、次のようなことが言えるのではないだろうか。今回の憲法比較作業から浮かび上がってきた職業訓練と人権の関係をめぐるわが国の状況は、さらに職業資格など労働能力の客観的表現が未発達、未整備な実態とも深く関わって、「職業」「職業能力」「職業能力形成」という一連の概念のわが国におけるある種の希薄さへと結びついているのではないだろうか。

### 〈注〉

- 1) 『労働法コンメンタール 8 職業能力開発促進法』p.89 (労務行政研究所、1998。なおこの解説は昭和60年改正以前の職業訓練法に関するコメントでも同様のものではあった。)
- 2) 各国憲法条文の本稿での引用は、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集第二版』(有信堂、1998)からのものである。
- 3) 比較憲法学は単に憲法条文だけを対象とする研究ではない。樋口陽一は比較憲法学が対象とする「憲法現象」を次の4つに類型化している。(1) 制定された憲法典そのもの、(2) 憲法の運用、実効憲法、下位法を含む規範の総体、(3) 制定者、適用者、法学者、国民の憲法意識、解釈論や学説、(4) その憲法が生み出された社会関係全般…『比較憲法全訂第三版』、pp.28～9、青林書院、1995、参照。)
- 4) 職業選択の自由権の歴史的意味については例えば次の文献がある。  
 圓谷勝男『現代人権論考』pp.145～154 (高文堂出版社、2002)  
 小林武『憲法と国際人権を学ぶ』p.52 (紅葉書房、2003)
- 5) 圓谷勝男『現代人権論考』(高文堂出版社、2002)  
 阿部照哉他編『憲法(3)第3版』(有斐閣、1995)
- 6) 小林武『憲法と国際人権を学ぶ』p.52 (晃洋書房、2003)
- 7) 佐藤達夫『日本国憲法成立史第三巻』(有斐閣、1994)
- 8) 前掲書、p.121
- 9) 前掲書、pp.27～8

- 10) 現代の各国憲法の中には、学問の自由を職業の自由と結びつけて規定する例は見あたらない。
- 11) イタリア共和国憲法  
 第三三条〔学問の自由、教育制度、国家試験および大学の自治〕  
 1 芸術および学問は自由であり、その教授は自由である。  
 2 共和国は、教育に関する一般規律を定め、あらゆる種類と程度の国立学校を設置する。  
 3 団体および私人は、国の負担をとまなわない学校および教育施設を設立する権利を有する。  
 4 法律は、同等の資格を要求する国立でない学校の権利および義務を定める場合に、それに完全な自由を保障し、その生徒には、国立学校の生徒のそれと同等の学校教育上の取り扱いを保障しなければならない。  
 5 諸々の種類および程度の学校への入学を許可し、またはそれを卒業させるために、ならびに職業に就く資格を付与するために、国家試験が定められる。  
 6 高等文化施設、大学および学術協会は、国の法律の定める限界内において、自治規律を定める権利を有する。
- 12) (オーストリア) 国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法  
 第一七条 〔学問の自由、教育をする自由〕  
 1 学問およびその教授は、自由である。  
 2～5 略  
 第一七条 a 〔芸術の自由〕  
 芸術上の創造、芸術の伝達および芸術の教授は、自由である。  
 第一八条〔職業選択の自由〕  
 何人も、自らの欲する方法および場所で、自らの職業を選択しおよびその職業のための訓練をする自由を有する。
- 13) ドイツ連邦共和国基本法  
 第五条〔表現の自由〕  
 1、2 略  
 3 芸術および学問ならびに研究および教授は、自由である。教授の自由は、憲法に対する忠誠を免除しない。
- 14) 大韓民国憲法  
 第二二条〔学問・芸術の自由、著作権等の保護〕  
 1 すべて国民は、学問および芸術の自由を有する。

2 著作者、発明家、科学技術者および芸術家の権利は、法律によって保護する。

15) イタリア憲法

第三章 経済関係

第三五条〔労働および労働者の保護・移民の自由〕

- 1 共和国は、あらゆる形式と適用における労働を保護する。
- 2 共和国は、労働者の育成および職業的向上について配慮する。
- 3 共和国は、労働の権利を確立し、および規制することを目的とする国際協定および国際組織を促進し、かつ支援する。
- 4 共和国は、一般利益のために法律によって定められる義務のない場合には、移民の自由を承認し、および外国におけるイタリア人の労働を保護する。

第三八条〔労働無能力者に対する生活保障〕

- 1 労働の能力がなく、生活に必要な手段を持たないすべての市民は、社会的な扶養と援助を受ける権利を有する。
- 2 労働者は、災害、疾病、廃疾および老齢、その意に反する失職の場合に、生活の要求に応ずる手段が配慮され、かつ保障される権利を有する。
- 3 能力のない者および年少者は、教育および職業指導を受ける権利を有する。

16) ドイツ連邦共和国基本法

第12条

(1) すべてのドイツ人は職業、労働の場及び養成訓練の場を自由に選ぶ権利を有する。

オーストリア国家基本法

第一八条〔職業選択の自由〕

何人も、自らの欲する方法および場所で、自らの職業を選択しおよびその職業のための訓練をする自由を有する。

17) ポーランド共和国憲法

第六五条〔職業選択の自由〕

1 各人には、職業を選択し遂行する自由および職場を選択する自由が保障される。例外は、法律がこれを定める。

(中略)

5 公的権力は、職業相談および職業訓練ならびに公共事業および仲介労働の組織および支援を含む失業防止プログラムの実現をつうじて、完全

な生産的雇用をめざす政策を実施する。

18) フィリピン共和国憲法

第一四条 教育・科学技術・芸術・文化・体育

教育

第一節〔教育を受ける権利と機会〕

略

第二節〔国の権能〕

1～4 略

5 成人、身体障害者、非就業青少年に、市民教育および職業訓練の機会を与える。

第三節〔教育の内容〕

1 略（憲法教育）

2 教育においては、愛国心と国家の自立が教えられ、人間愛と人権の尊重が涵養され、国の歴史的発展における国民的英雄の役割が認識され、国民の権利と義務が知らされ、倫理的精神的価値が強化され、人格の形成と訓練が行われ、批判的創造的思考が助成され、科学技術の知識が拡大され、さらには職業的技能が進展させられなくてはならない。

3 略（宗教教育）

第五節〔国の責務〕

1 略

2 学問の自由は一切の高等教育機関において保障される。

3 公平かつ合理的な入学許可および成績評価のもとで、国民は職業および学業を選択する権利を有する。

4,5 略

19) スペイン憲法

第三五条〔勤労の義務と権利、職業選択の自由〕

1 すべてのスペイン人は、勤労の義務を有し、かつ労働権、職業を自由に選択する権利、勤労を通して昇進する権利、ならびに自己および家族の必要を満たすのに十分な報酬を得る権利を有する。いかなる場合にも、性別による差別は、これをしてはならない。

2 労働者に関する規則は、法律でこれを定める。

第四〇条（所得配分の公平、完全雇用政策、労働政策）

1 略

2 公権力はまた、職業訓練および再雇用を保障する政策を促進し、労働

の安全および衛生を確保し、ならびに労働時間の制限、定期的有給休暇、および適切な施設の設置により、十分な休暇を保障する。

20) ロシア憲法

第三七条〔労働の自由、争議と休息の権利〕

1 労働は自由である。各人は、自由に、自らの労働を処分し、仕事と職業の種類を選択する権利を有する。

2 (以下略)

21) 労働権と共に同じ条の中で職業に関する権利保障を述べているのは、例えば、イタリア憲法、スペイン憲法、中国憲法、ロシア連邦憲法。

22) Gerd Hoffmann : Berufsfreiheit als Grundrecht der Arbeit. Baden-Baden 1981.

(おばら てつろう 職業能力開発総合大学校 指導学科)